CL11

財経第 263 号
平成 22 年 9 月 10 日

財団法人 財 務 会 計 基 準 機 構
企 業 会 計 基 準 委 員 会　御 中

社団法人 生 命 保 険 協 会
経 理 部 会
部 会 長　浜 田 淳 一

企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 7 月 9 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

別 紙

**企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見**

**総論**

本会計基準(案)等に定められた公正価値の測定基準やその開示により、開示の透明性や企業間の比較可能性が高まることについては、一定有益なものであると考えている。

しかしながら、今般公表された本会計基準(案)等に基づき公正価値の測定やレベル別の分類を行うことについて、特に生命保険会社という多種多様な金融商品へ多額の投資を行う投資家(財務諸表の作成者)の立場で実務的な対応可能性を検討すると、現行の実務との比較において、過大な事務負荷が想定され、また、そもそも投資家としては入手困難な情報が必要とされているため、現実的に実施不可能なものが存在している。

特に、〈適用指針(案)第38項〉に記載のレベル3の「入力数値の感応度分析」については、詳細は後述するが、財務諸表の作成者の負荷が増大する一方で、比較可能性等の観点から利用者に対して有益な情報を提供するものではないと考えられるため、不要ではないかと考えている。「入力数値の感応度分析」の導入にあたっては、極めて慎重な対応をお願いしたい。

また、今回提案されている基準は、実際に公正価値測定を行うに際して、抽象的な内容にとどまっている基準も多い。こうした基準については、より具体的な基準、例えば適用指針末尾の設例を充実させる等により、実務対応のための詳細なガイダンスを作成・公表すべきと考える。

加えて、公正価値測定及びその開示に向けては、大幅なシステム改修の必要性も見込まれ、実務対応に相応な時間を要することから、会計基準等の適用に向けては、さらに十分な準備期間が必要ではないかと考えられる。

本会計基準(案)等の適用に向けては多くの課題があると考えられ、仮にこのまま適用されるとすると、財務諸表作成実務の効率性を著しく損なうおそれがあるほか、財務諸表作成者ごとに異なる判断や処理を行い、財務諸表利用者の誤解を招くといった事態も懸念される。また、作成者にとって実務負荷が増大することから、例えばレベル 3 の公正価値に分類される資産への投資に対する制約条件となる可能性があること等、金融資本市場発展への阻害要因となる可能性もある。

具体的な改善提案は以下個々に記載しているが、財務諸表の作成者側の実務負担の軽減と、利用者にとっての有用性の観点から、よりコスト・ベネフィットに配慮した対応を行っていただくことをお願いしたい。

**＜会計基準 (案)第 14 項＞**

「観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならない」とあるが、金融商品によっては、観察可能な入力数値を取得するための負荷が大きいものもあるため、「合理的に入手できる範囲で、観察可能な入力数値を最大限利用する」との記載を追加いただきたい。

**＜会計基準(案)第 15 項、適用指針(案)第 15 項～20 項＞**

当該会計基準(案)で示されている基準では、レベル3に分類される金融商品等の公正価値について、当該レベル分けの比較可能性が担保されなければ財務諸表利用者にとって有用な情報とはならない可能性がある。

ついては、公正価値のヒエラルキーを導入するにあたり、特にレベル2とレベル3の分類に関し、その判断基準についてより詳細なガイダンスを整備することをご検討いただきたい。

**＜会計基準 (案)第 15 項、第 16 項＞**

会計基準(案)第 15 項では、入力数値のレベル別の分類につき、「評価技法に用いられる入力数値は、レベル 1 からレベル 3 の順に優先順位付けを行う」とされている。一方で、金融商品会計に関する実務指針第 54 項では、市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなせない場合の取り扱いとして、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いることとし、自社における合理的な見積りが困難な場合には、ブローカーから取得した価格を用いることとしている。

仮に、ブローカーから時価を取得でき(ブローカーはレベル2の入力数値が入手可能であると仮定)、かつ、自社において理論価格を見積もることができる場合に(レベル3の入力数値のみ入手可能であると仮定)、ブローカーから提供される時価を採用する場合の公正価値のレベル別の分類はレベル2になる一方、自社におい

て見積もった理論価格を採用する場合はレベル 3 となる。この様な場合に、会計基準(案)第 15 項に沿い、ブローカーから提供される時価を採用し、レベル 2 の公正価値を採用するのが妥当と考えられるが、この場合、本会計基準(案)上の優先順位と金融商品会計に関する実務指針上の優先順位に齟齬が生じると考えられるため、会計基準(案)と実務指針との間で齟齬が生じぬようご対応いただきたい。

**＜会計基準(案)第 17 項、適用指針(案)第 38 項＞**

ヒエラルキーのレベル分けやレベル3の調整表については、実務負担が非常に大きいものと考えられる。より詳細なガイダンスの提示や利用者のニーズを踏まえた開示項目の選定等、コスト・ベネフィットの観点から慎重に検討願いたい。

また、レベル3の資産及び負債の購入、売却、発行及び決済額について、総額での開示は実務負担が極めて大きくなるため、純額での開示を容認いただきたい。

**＜会計基準 (案)第 47 項＞**

本会計基準(案)等は、「企業の受入準備等を考慮して、平成 24 年度以後開始する事業年度から適用する」とされているが、その適用に際しては、レベル毎の時価開示のデータベース整備への対応等、大幅なシステム改修の必要性が見込まれ、実務対応に相当な時間もかかることから、更なる十分な準備期間を設けるために、適用時期を1～2 年程度遅らせて頂きたい。

**＜会計基準 (案)第 47 項＞**

会計基準(案)第 18 項に記載の四半期財務諸表における公正価値のレベル別の内訳の開示については、平成24 年度の第 1 四半期決算から必要に応じた開示を行うこととされているが、そもそも四半期開示について簡素化に向けた議論もなされていることや、実務上の負荷等も踏まえ、四半期財務諸表については本開示の対象外とするよう検討いただきたい。

**＜適用指針(案) 第 4 項＞**

「秩序ある取引」ではないことを示す状況の具体例として 4 項目が列挙されているが、仮にいずれかに該当した場合でも「秩序ある取引」に該当する場合もあり得ると思われる。従って、第4項に記載の項目はあくまで例示であり、実際には個別の状況に応じて作成者が適切に判断するものであることを、明確化していただきたい。

例えば私募債などは、適用指針(案)第4項(2)の「マーケティング期間があっても、売手が一人の買手としか交渉していない」可能性も考えられる。しかしながら、この場合は必ずしも「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」(基準(案)第7項)に該当しているとは限らないため、例え適用指針(案)第4項の例示に該当している場合であっても、作成者が入手できる情報に基づいて適切に判断する必要があると考える。

**＜適用指針(案) 第 5 項＞**

市場参加者が、公正価値を算定するにあたり考慮する、資産又は負債に固有の要素について、入手可能な「すべて」の要素を考慮することは困難であるため、公正価値への影響が見積り可能であるものを考慮し、このうち、重要性の低いものは除外できる旨の記載を追加いただきたい

**＜適用指針(案) 第 8 項＞**

「市場性の欠如によるディスカウント」については、対象となる金融商品は、上場廃止となった株式等、極めて限定的・例外的な場合と認識しているが、対象となり得る金融商品および具体的調整方法等の判断基準についてガイダンスを整備することをご検討いただきたい。

**＜適用指針(案) 第 13 項＞**

複数の評価技法を用いて「ウェイト付け」を行う場合について、具体的計算方法についてガイダンスを整備することをご検討いただきたい。

**＜適用指針(案) 第 15 項＞**

レベル 3 の入力数値(観測不能な入力数値)につき、「市場参加者の仮定に関する情報」を合理的に入手す

ることができる場合において、それを無視してはならない旨が記載されているが、例えば、情報量が多すぎる場合において、ブローカーやベンダーから合理的に入手できうる「すべて」の情報を無視せずに価格に反映させることは実務的に負荷が高く、現実的ではないため、重要性の低いものは除外できる旨の追記をご検討いただきたい。

**＜適用指針(案) 第 17 項＞**

本項(5)に建物価格に関する事例が記載されているが、投資用不動産の公正価値算定にあたっては、不動産鑑定評価額が物件売買価格の客観的基準として広く用いられており、当該評価額については、観察可能な市場データから算出されるものとしてレベル2の入力数値となることを確認したい。

**＜適用指針 (案)第 18 項＞**

適用指針(案)第 18 項(1)では、レベル 3 の入力数値の具体例として、長期の通貨スワップの事例が記載されているが、例えば、長期であっても、公表されている15年、20年のデータを補間することにより求められる18年のスワップレートは、レベル2の入力数値となることを、念のため確認したい。

**＜適用指針(案) 第 19 項＞**

「入力数値がどのレベルの公正価値に分類されるかにかかわらず、その状況において公正価値を最もよく表すビット・アスク・スプレッド間の価格を公正価値を算定するために用いる」とされているが、こうした場合に、実務上、当該入力数値のすべてについて、ビット・アスクのレンジに入っていることを検証する義務が結果として生じることが懸念される。その場合でも、基準 43 項に例示されているようなレベル 1 に分類することが適切な入力数値については、「入手できる場合はそのまま公正価値の算定に用いる」とされていることから、このような検証を行う必要がないことを念のため確認したい。

**＜適用指針(案) 第 23 項＞**

資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下しているか否かの判断について、ブローカー等とは異なり、投資家サイド(バイサイド)では、一般的にその判断に必要な情報を直接入手することは困難である。

したがって、例えば、「資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下しているか否かを判断する十分な情報が得られない場合は、この状況に該当しない」との文言を追加いただきたい。

また、取引量がもともと少ない金融商品(私募債・資産担保証券等)については、この適用指針(案)第 23 項に該当しない旨を明記することをご検討いただきたい。

**＜適用指針(案) 第 30 項＞**

ブローカーや情報ベンダーから提供された価格について、「公正価値の定義を満たしているか否か」、「秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているか否か」、「市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているか否か」の評価が求められているが、具体的な評価方法のガイダンスを整備することを検討いただきたい。また、当該評価につき、対象となる資産または負債の重要性、コスト・ベネフィット等に照らし、実務的に無理のない方法を許容いただきたい。

**＜適用指針(案)第 36 項＞**

公正価値に関する注記事項に関して、会計基準第 17 項(1)①に規定される「公正価値の算定方法等に係る事項」には、「公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び当該入力数値を設定するために用いた情報が含まれる」とされている。しかし、適用指針の参考の開示例では、注記における開示内容は、評価技法及び入力数値を設定するために用いた情報までとなっており、「入力数値」が含まれていない。

ついては、「入力数値」の記載を当該規定から削除することをご検討いただきたい。また、削除しない場合においても、財務諸表の作成者側の実務負担の軽減と利用者にとっての有用性の観点からコスト・ベネフィットに配慮し、用いた「入力数値」の種類までの開示で十分とする等、具体的な数値(水準)の開示を求めるものではないことを明記すること等をご検討いただきたい。

**＜適用指針 (案)第 38 項＞**

レベル 3 の入力数値はそもそも観察不能であるため、仮に入力数値の感応度分析を行ったとしても、その分析結果は利用者にとって有用なものとはなり得ないのではないか。また、感応度分析の前提条件は企業によ

って異なっているため、比較可能性がない点でも同様であり、逆に混乱や誤解を招く可能性もあると考えられる。さらに、例えば、金融商品会計に関する実務指針第 54 項に基づき金融資産の時価を算定する際、自社における合理的な見積りが困難であるため、ブローカーから時価を取得する取り扱いとしている場合（当該金融資産の時価の入力数値はレベル 3）、入力数値の感応度分析が必要となるが、自社における合理的な見積りが困難であるにも関わらず、入力数値の感応度分析を行うことは実務的に極めて困難である。ついては、レベル3の入力数値に係る感応度分析やその開示は、作成者の過大な事務負荷を伴うものでもあることも踏まえ、注記不要とすることをご検討いただきたい。

仮にレベル3の入力数値に係る感応度分析を行うとしても、適用指針(案)第38項(2)に記載の「公正価値の著しい変動」を「当期純利益」に照らして判断するとされているが、金融資産を多く保有する生命保険会社等は特にであるが、「当期純利益」はその性質上、「総資産又は総負債」と比較し、期末のマーケット状況の変化等によってその絶対値が期間毎に大きく変動ことがあるため、感応度分析の要否を判断する基準としては適切でないと考えられるケースもある。ついては、当該箇所の文言を例えば、損益計算書又は貸借対照表に照らして判断するという考え方から「この際の著しい変動については、当期純利益、総資産又は総負債に照らして判断する。」に修正するよう検討いただきたい。

なお、本項と関連した会計基準として、2010 年 6 月 29 日に IASB から公開草案「公正価値測定に対する測定に対する不確実性の分析の開示」が出されており、レベル 3 の公正価値のインプット間の相関を考慮した測定の不確実性分析が提案されている。我々は、上述のとおり、レベル3の公正価値の感応度分析自体が、財務諸表の利用者にとって有用な情報とならない可能性があることを懸念しており、さらに作成者の負荷を増大させる IASB の本公開草案については、導入すべきではないと考えている。

**＜適用指針(案) 設例 6＞**

取引の数量及び頻度が著しく低下している場合における公正価値の算定に係る設例として、設例 6 では、企業Ｘが、証券Ｙの市場での取引頻度を把握していることを前提としているが、適用指針(案)第 23 項に対して意見している通り、投資家の立場から、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合の判断を客観的に行うことは困難な場合が多い。従って、設例 6 の前提についてはこれらを踏まえた修正をご検討いただきたい。